

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立県民文化会館管理規則(文化国際課)

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

鳥取県立歯科衛生専門学校校則の一部を改正する規則(医務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立県民文化会館管理規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する

条例の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館(以下「県民文化会館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とするものとした。

二 利用時間(第二条関係)

県民文化会館の利用時間は、午前九時から午後十時までとするものとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができるものとした。

三 休館日(第三条関係)

1 県民文化会館の休館日は、次のとおりとするものとした。

(一) 月曜日(その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日)

(二) 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができるものとした。

3 知事は、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を県民文化会館に掲示しなければならないものとした。

四 利用許可の申請(第四条関係)

1 県民文化会館の利用許可を受けようとする者は、所定の申請書を知事に提出しなければならないものとした。

2 利用許可の申請は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める期間内に提出しなければならないものとした。た

だし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

(一) ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用の一年前から七日前まで

(二) (一)に掲げる施設以外の施設 利用日の六月前から前日まで

五 利用許可書の交付(第五条関係)

知事は、利用許可をしたときは、その申請をした者に所定の許可書を交付するものとした。

六 利用許可の変更(第六条関係)

利用者は、利用許可に係る事項を変更しようとするときは、所定の申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

七 利用の辞退の届出(第七条関係)

利用者は、県民文化会館の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ所定の届出書を知事に提出しなければならないこととした。

八 行為の制限等(第八条関係)

1 会館においては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(三) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に對しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができることとした。

九 指示(第九条関係)

知事は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができることとした。

十 利用許可の取消し(第十条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取消すことができることとした。

(一) この規則の規定に違反したとき。

(二) 九の命令又は指示に従わないとき。

(三) 利用許可の条件に違反したとき。

(四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(五) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(六) その他県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

十一 施設設備の滅失等の届出(第十一条関係)

利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならないこととした。

ばならないこととした。

十二 利用の終了の届出(第十二条関係)

利用者は、県民文化会館の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

十三 使用料の減額(第十三条関係)

1 使用料の減額をすることができる場合は、ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合とし、その場合における減額後の使用料の額を定めることとした。

2 使用料の減額を受けようとする者は、所定の申請書を知事に提出しなければならないこととした。

十四 使用料の還付(第十四条関係)

1 既納使用料は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当する場合は、知事は、それぞれに定める額を還付することができることとした。

(一) 利用者が、その責めに帰することができない理由により、県民文化会館を利用できなくなったとき。 既納使用料の全額

(二) 利用者が、利用日の七日前(ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあつては、一月前)までに、七の届出書を提出したとき。 既納使用料の二分の一の額

(三) その他知事が特に必要があると認めるとき。 知事が別に定める額

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、所定の申請書を知事に提出しなければならないこととした。

十五 雑則(第十五条関係)

この規則に定めるもののほか、県民文化会館の管理に關し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十六 施行期日

この規則は、平成五年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

一 自動車税納税証明書の様式を改めることとした。(第六十四号様式関係)

二 個人県民税賦課徴収状況報告書の様式を改めることとした。(第五十一号様式関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

一 県立歯科衛生専門学校の授業時間数を次のとおり変更することとした。(別表関係)

解剖学	授業科目		現行	改正後
	授業科目	授業時間数		
	九二	一一〇		

歯科予防処置	一八〇	二五〇
歯科診療補助	一八〇	二三八
臨床実習	六七八	六九〇
合計	二、二二八	二、二八六

二 新たに土曜日を県立歯科衛生専門学校の休業日とすることとした。(第五条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 一 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県立県民文化会館管理規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県立県民文化会館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成五年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館(以下「県民文化会館」という。)の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第二条 県民文化会館の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第三条 県民文化会館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その直後の休日でない日)

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を県民文化会館に掲示しなければならない。

(利用許可の申請)

第四条 条例第三条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の一年前から七日前まで

二 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の六月前から前日まで
(利用許可書の交付)

第五条 知事は、利用許可をしたときは、その申請をした者に様式第二号による許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第六条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第三号による申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第七条 利用者は、県民文化会館の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(行為の制限等)

第八条 県民文化会館においては、次の行為をしてはならない。

一 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができるとができる。

(指示)

第九条 知事は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができるとができる。

(利用許可の取消し)

第十条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

一 この規則の規定に違反したとき。

二 前条の命令又は指示に従わないとき。

三 利用許可の条件に違反したとき。

四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

五 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

六 その他県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第十一条 利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第十二条 利用者は、県民文化会館の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料の減額)

第十三条 条例第五条の規定による使用料の減額(以下「減額」という。)をすることができる場合は、ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合とし、その場合における減額後の使用料は、別表に定めるところとする。

2 減額を受けようとする者は、様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十四条 利用者が既に納めた使用料(以下「既納使用料」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、当該各号に定める額を還付することができる。

一 利用者が、その責めに帰することができない理由により県民文化会館を利用できなくなったとき 既納使用料の全額

二 利用者が、利用日の七日前(ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあつては、一月前)までに、第七条の届出書を提出したとき 既納使用料の二分の一の額

三 その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、県民文化会館の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

別表(第十三条関係)

区 分	金 額			
	午前の使用料	午後の使用料	夜間の使用料	全日の使用料
大ホール	一六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
小ホール	二、八〇〇円	五、六〇〇円	七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
展示室	一日につき			一三、三〇〇円

備考

一 この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後十時までをいい、「全日」とは午前九時から午後十時までをいう。

二 この表において「使用料」とは、減額後の使用料をいう。

三 ホールを午前零時から午前九時まで又は午後十時から午後十二時までの間に利用する場合の使用料の額は、午前又は夜間の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

四 ホールを正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

五 展示室を利用する場合において利用期間が一日未満であるとき、又は利用期間に一日未満の端数があるときは、一日として計算するものとする。

様式第1号(第4条関係)

その1 ホール

鳥取県立県民文化会館ホール利用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり鳥取県立県民文化会館を利用したいので、許可してください。

施 設 名												
	利 用 目 的											
利 用 期 間	年月日()午後 前 時 分から 年月日()午後 前 時 分まで											
	区 分	准 備 時 分	開 時 分	場 分	整 理 終 了 時 分							
利 用 内 容	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
入場料の徴収の有無	有・無											
	入場券の種類											
入場料の区分及び料金	区分											
	料金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
会 場 責 任 者	(住 所)											
	(氏 名)											
(電話番号)												

その2 展示室等

鳥取県立県民文化会館展示室等利用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり鳥取県立県民文化会館を利用したいので、許可してください。

施 設 名												
	利 用 目 的											
利 用 期 間	年月日()午後 前 時 分から 年月日()午後 前 時 分まで											
	区 分	准 備 時 分	開 時 分	場 分	整 理 終 了 時 分							
利 用 内 容	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()							
営利・非営利の別	営利・非営利											
	冷・暖房の有無(会議室を利用する場合に限る。)											
会 場 責 任 者	(住 所)											
	(氏 名)											
(電話番号)												

備考 フリールームを利用する場合には、「利用する施設名」欄にその利用面積を平方メートル単位で記入すること。

様式第2号(第5条関係)

鳥取県立県民文化会館利用許可書

第 号

住所
氏名 殿

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏 名 団

年 月 日付けで申請のあつた鳥取県立県民文化会館の利用に
ついては、次のとおり許可します。

施設名	
利用目的	
利用期間	年 月 日()午 前 時から 年 月 日()午 前 時まで
利用面積積(フリースペースを利用する場合に限る。)	㎡
使用料	円
許可の条件	

様式第3号(第6条関係)

鳥取県立県民文化会館利用許可変更申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住所 氏 名

申請者

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ⑨
電話番号

利用許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、許可してください。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
施設名			
利用目的			
利用期間	年 月 日()午 前 時から 年 月 日()午 前 時まで		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			

添付書類 変更に係る利用許可書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立県民文化会館利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

㊦

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 番号	年 月 日	第 号
施 設 名		
利 用 目 的		
利 用 期 間	年 月 日 () 午 前 時 分 から 年 月 日 () 午 前 時 分 まで 後 後	
辞 退 理 由		

添付書類 辞退に係る利用許可書

様式第5号 (第13条関係)

鳥取県立県民文化会館使用料減額申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

㊦

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の使用料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 名		
利 用 目 的		
利 用 期 間	年 月 日 () 午 前 時 分 から 年 月 日 () 午 前 時 分 まで 後 後	
減 免 理 由		

様式第6号 (第14条関係)

鳥取県立県民文化会館使用料還付申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立県民文化会館の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び 番号	年 月 日	第 号
施設名		
利用目的		
利用期間	前 時 分まで 年 月 日 () 午 後 年 月 日 () 午 後	
使 用 料	納付年月日	年 月 日
	既納付額	円
還付請求金額		円
申請理由		
備考		

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

様式目次中「第六十二号様式 指定書」を「第六十二号様式 削除」に改める。

第五十一号様式を次のように改める。

第六十二号様式之二 (第四十六条関係)

(表面)

第六十二号様式を次のように改める。
第六十二号様式 削除
第六十二号様式之二を次のように改める。

受付印	※処理事項	入力確認	精査検算	納税番号	調定事由
年 月 日	特 義 別 務 徴 者 収	住 所			
		氏 名 (法人名及び 代表者名)		④	
鳥取県 部県税事務所長殿	経 営 施 設	所 在 地			
		名 称			
業 種	場所指定	電 話 番 号	自 宅	経 営 施 設	

年 月 特別地方消費税 納入申告書

利用区分	適用区分	総 計		課 税 標 準		税 率	税 額
		人 員	料 金	人 員	料 金		
旅館に おける 利用行為	宿泊等①						
	宿泊者の 昼食 ②						
	宿泊以外③						
	計①+②+③ ④						
	飲食店等における利 用行為の料金 ⑤						
	計 ④+⑤ ⑥						
摘 要							

(裏面)

記載上の注意

1 利用区分欄

- (1) ①欄には、宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為の料金(1泊2食+追加飲食等)の料金を記載すること。
- (2) ②欄には、宿泊者の昼食の料金を記載すること。
- (3) ③欄には、宿泊以外の料金(①、②以外のもの)を記載すること。
- (4) ⑤欄には、料理店、カフェー、バー、飲食店の利用料金を記載すること。

2 適用区分欄

- (1) 「総計」欄には、すべての利用行為の料金を記載すること。
- (2) 「課税標準」欄には、宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為の料金が15,000円を超えるもの、遊興、飲食及びその他の利用行為の料金が7,500円を超えるものの料金を記載すること。

第六十四号様式を次のように改める。

第六十四号様式 (第五十条関係)

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

自動車税納税証明書
(継続検査用)

証明書番号 第 号

自動車の所有者(使用者)

登 録 番 号	
本証明書の有効期限	年 月 日
備 考	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 関

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第4条、第5条関係)

※	カードNo.	自治体コード	加入番号

※都道府県・指定都市記載欄					
1.	2.	3.	4.	5.	6.
加45歳未満時満	特約	1時入	加45歳以上時入	口数追加	4同時追加

申 込 者 告 知 書

職 氏名 殿

下記の事項は事実と相違ありません。

次の各項目についておたずねします。

各項目中の質問につき、1つ以上「はい」となる場合は「はい」に、すべて「いいえ」となる場合は「いいえ」にしてください。

● 申込者と自身で記入してください。

(● 記入された場合は年金が支払われないうち、事実を記入されないうち、事実でないこと) ※ 処理欄

告知日	年 月 日		性 別	生 年 月 日
フリガナ	(姓)	(名)	1. 男	年 月 日
申込者氏名			2. 女	年 月 日
最近の健康状態	1	最近3カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。	はい いいえ	(はい)の場合、その内容をくわしく記入してください。(病気等が二つ以上ある場合は、そのすべてを記入してください。)
過去5年以内の健康状態	2	過去5年以内に、病気やけがで、手術を受けたこと、又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。	はい いいえ	病気やけがの名前・検査結果
	3	過去5年以内に、下記の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 (狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)脳動脈硬化症・精神病・ノイローゼ・てんかん・自律神経失調症・アルコール中毒・ぜんそく・慢性気管支炎・気管支拡張症・肺気腫・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい臓炎・肝炎・肝硬変・肝機能障害・胆せき・胆のう炎・腎炎・ネフローゼ・腎不全・腎のう胞・腎臓結石・尿管結石・白内障・緑内障・網膜の病気・角膜の病気・がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ・糖尿病・リウマチ・こうげん症・貧血症・紫斑病・甲状腺の病気・椎間板ヘルニア)	はい いいえ	手術の名前又は部位・受傷の部位 診察・検査・治療・投薬を受けた年月又は期間 年月から 年月まで 入院した期間 年月から 年月まで 入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた病院・診療所名 その他
	4	過去5年以内に、上記(3項)以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。	はい いいえ	(高血圧の方は最近の血圧値、糖尿病の方は治療方法・最近の空腹時血糖値を「その他」欄に記入してください。)
身体障害	5	右に示した障害はありますか。 (はい)の場合は該当するところを()でかこみ、その原因・部位・程度等具体的に記入してください。	はい いいえ	①() ②() ③()の機能障害 ④() ⑤() ⑥()の欠損・変形 ⑦() ⑧()の機能障害 (はい)の場合
フリガナ	(姓)	(名)	性 別	生 年 月 日
氏 名			1. 男	年 月 日
			2. 女	年 月 日
障害の種類	1.身体障害 2.精神薄弱 3.2以外の精神障害 4.その他		申込者の心身障害者との続柄	1.配偶者 2.父母 3.兄弟姉妹 4.その他の親族
障害の程度	(身体障害) 1. (1級) 2. (2級) 3. (3級) (精神薄弱) 1. (A) 2. (B)		申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由	
※処理欄				

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の規定は、平成五年四月一日以降に行われる共済制度への加入の申込み（特約条項又は付加条項の付加の申込みを含む。以下同じ。）について適用し、同日前に行われた共済制度への加入の申込みについては、なお従前の例による。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加える。

別表中「九二」を「一一〇」に、

一一八〇
を
二二五〇
二三八

に、「六七八」を「六九〇」に、「二、一二八」を「二、二八六」に改める。

様式第二号の二及び様式第二号の三中「 」を「 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後引き続き在学する者に係るこの規則による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校学則別表の規定の適用については、同表中「一〇」とあるのは「九二」と、「二五〇」とあるのは「一八〇」と、「二三八」とあるのは「一九二」と、「二、二八六」とあるのは「二、一五二」とする。